

瀬戸市予算及び決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第9号

瀬戸市予算及び決算規則の一部を改正する規則

瀬戸市予算及び決算規則（昭和40年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の6</u>の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、予算及び決算に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「各課等」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する課及び公所（同規則第44条の2に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（<u>令和4年瀬戸市規則第2号</u>）に規定する課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する図書館、瀬戸市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の3</u>の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、予算及び決算に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「各課等」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する課及び公所（同規則第44条の2に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（<u>平成18年瀬戸市規則第3号</u>）に規定する課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する図書館、瀬戸市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公</p>

公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規程第1号）に規定する議事課をいう。

公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規程第1号）に規定する議事課をいう。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。